

湖西市家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

湖西市長 田内 浩之



湖西市家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の18第1項に規定する家庭支援事業をいう。以下同じ。）に係る同項の規定による利用の勧奨（以下「利用勧奨」という。）及び同条第2項の規定による支援の提供（以下「措置」という。）の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利用勧奨の対象者（次条及び第4条第1項において「利用勧奨対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第10条の2第1項の規定に基づき市が設置することども家庭センターが把握している児童又は家庭に属する者であって、家庭支援事業の提供が必要であると認められるもの
- (2) 児童相談所が把握している児童又は家庭に属する者であって、児童相談所から市に対し家庭支援事業の提供の助言があったもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(利用勧奨)

第3条 市長は、利用勧奨対象者に対し、必要に応じて、口頭又は書面で利用勧奨を実施するものとする。

(措置の決定等)

第4条 市長は、利用勧奨を実施したにもかかわらず、利用勧奨対象者が疾病その他の事由により家庭支援事業を利用することが困難であると認められるときは、措置の実施を決定することができる。ただし、利用勧奨対象者が家庭支援事業の利用を明確に拒絶している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、湖西市家庭支援事業措置決定通知書（様式第1号）により、措置の対象者（次条及び第6条において「措置対象者」という。）に通知し、湖西市家庭支援事業措置通知書（様式第2号）により、当該措置に係る家庭支援事業を実施する者（当該家庭支援事業を委託して実施する場合は、受託者を含む。次条において「実施機関」という。）に通知するものとする。

（措置の解除）

第5条 市長は、措置の解除を決定したときは、湖西市家庭支援事業措置解除決定通知書（様式第3号）により措置対象者及び実施機関に通知するものとする。

（費用負担）

第6条 措置対象者に係る家庭支援事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、市長が経済的状況その他の事由により当該家庭支援事業の利用に支障がないと認めるときは、法第56条第2項の規定に基づきその費用の全部又は一部を徴収することができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

湖西市家庭支援事業措置決定通知書

様

湖西市長



児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定により下記のとおり支援を提供するので通知
します。

児童の氏名及び生年月日	
保護者等氏名	
提供支援名	
提供が必要な理由	
提供支援の実施機関の 名称及び所在地	
主な支援の内容 (内容・頻度・回数等)	
上記支援を提供する期間	年 月 日 から 年 月 日

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

湖西市家庭支援事業措置通知書

様

湖西市長



次の児童及び保護者に対して、児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり支援を提供するので通知します。

児童の氏名及び生年月日	
保護者等氏名	
提供支援名	
提供が必要な理由	
主な支援の内容 (内容・頻度・回数等)	
上記支援を提供する期間	年 月 日 から 年 月 日
備考	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

湖西市家庭支援事業措置解除決定通知書

様

湖西市長



年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18第2項の規定による支援の提供について、解除することにしたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	
保護者等氏名	
提供支援名	
提供支援の実施機関の名称及び所在地	
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

